

宇治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

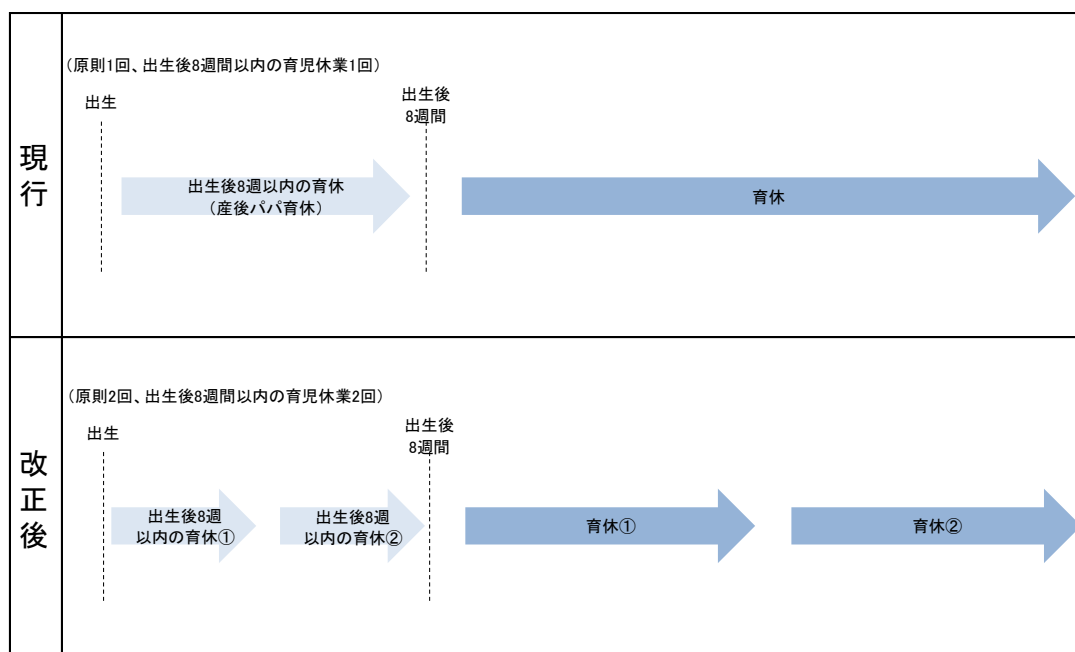
妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために、職員が育児休業を取得しやすい労働環境を整備することを目的に所要の改正を行うものです。

職員の勤務条件については、地方公務員法により国や他団体との均衡が求められていることを踏まえ、国家公務員に準じた内容で改正を図ります。

1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正の概要

職員が同一の子について育児休業をすることができる回数を条例で定める特別の事情がある場合を除き、2回以内とするもの

ただし、当該子の出生の日から57日間を基準として条例で定める期間内に当該子についてする育児休業のうち最初のもの及び2回目のものを除く



2 条例改正の主な内容

(1) 育児休業の取得回数制限の緩和等

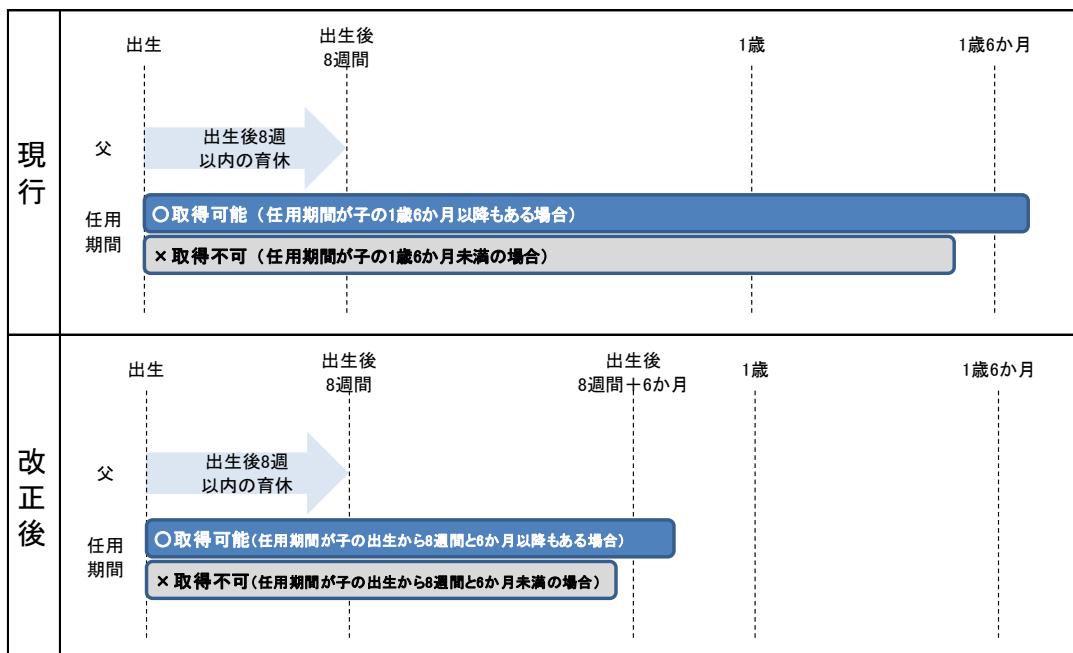
(現行の条例第3条第5号の削除及び同条第8号の改正)

- ① 法改正により、育児休業の取得が原則2回まで可能になったことから、再度の育児休業取得に係る育児休業等計画書による申出を不要とするため、当該規定を削除します。
- ② 再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備します。

(2) 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和

(条例第2条第3号ア(ア)の改正)

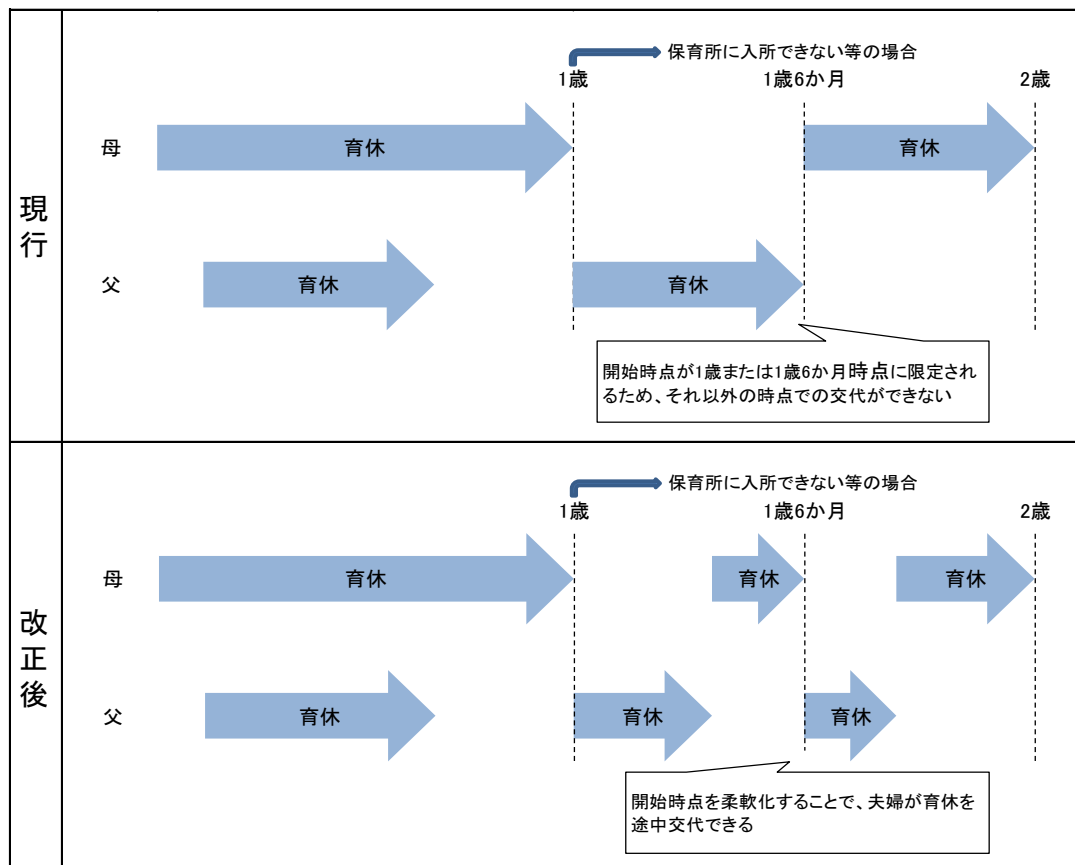
非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「子が1歳6か月に達する日まで」にその任期が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件について、子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、「子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日まで」と緩和する規定を整備します。



(3) 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

(条例第2条第3号イ、第2条の3第3号及び第2条の4の改正)

子の1歳到達日以降における非常勤職員の育児休業に関して、夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備します。



3 施行期日

公布の日